

○亀山市選挙管理委員会傍聴規程

令和8年8月20日

選挙管理委員会告示第19号

(趣旨)

第1条 この告示は、亀山市選挙管理委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議を傍聴する前に傍聴申込書（別記様式）を亀山市選挙管理委員会に提出しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、亀山市選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）が特に必要と認めるときは、会議室の広さ等を考慮して定員を変更することができる。

2 傍聴人の数が定員を超えるときは、先着順とする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を傍聴することについて委員長が不適当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、職員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。

- (3) 私語、雑談等をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話等の音を発する機器の着信音等を鳴らさないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴の制限)

第6条 委員長は、会議を非公開とするときその他必要と認めたときは、当該会議の全部又は一部を傍聴させないことができる。

2 傍聴人は、前項の規定により会議を傍聴させないこととなったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴人がこの告示に違反すると認めたときは、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

傍 聴 申 込 書

年 月 日

亀山市選挙管理委員会 宛て

(傍聴人)

住 所 _____

氏 名 _____

傍聴に際して守っていただく事項

- 1 職員の指示に従ってください。
- 2 会議における言論に対して批評を加えたり、拍手などにより可否を表明しないでください。
- 3 写真撮影、録画、録音等をしないでください。取材等により、その必要がある場合には、事務局を通じて、あらかじめ委員長の許可を得てください。
- 4 私語、雑談等はお控えください。
- 5 飲食や喫煙はご遠慮ください。
- 6 みだりに席を離れないでください。
- 7 携帯電話等の音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 8 これらのほか、秩序を乱したり、議事の妨害となるような行為について、制止があつたにもかかわらず、これに従わない場合には、退席を命じられます。